

春日井市私立保育所等整備事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 私立保育所、認定こども園及び小規模保育事業の整備を促進し、もって児童福祉の向上を図るため、予算の範囲内で、市内において保育所、認定こども園及び小規模保育事業の整備を行う者に対し補助金を交付するものとし、その交付に関しては春日井市補助金等に関する規則（昭和54年春日井市規則第4号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象事業者)

第2条 補助金の交付を受けることができる者は、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人
- (2) 私立学校法（昭和24年法律第270号）第3条に規定する学校法人
- (3) 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第35条第4項に規定する児童福祉施設のうち、同法第39条に規定する保育所（以下、「保育所」という。）について、賃貸物件により設置する事業者
- (4) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第43条に基づき地域型保育給付（小規模保育に限る。）の支給に係る事業を行う者として市長の確認を受けた事業者又は確認を受けることが予定されている事業者

(補助対象事業)

第3条 補助金の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、国庫補助対象事業又は県費補助対象事業として行う施設整備で、別表第1に定める事業とする。

(補助金額)

第4条 補助金の額は、国又は県が補助対象とする金額に対し、別表第2に定める国又は県の負担割合に市の負担割合を加えた率を乗じた額以内とする。

ただし、国又は県が、同表第1号に定める負担割合を下回る割合で交付する場合は、市は国又は県から交付される金額にその2分の1に相当する額を加えた額以内を交付することとする。

- 2 前項に規定する額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てるものとする。

(事前承認)

第5条 別表第1に掲げる事業(同表第1号に規定する事業のうち賃貸物件により設置する事業及び第3号に規定する事業のうち賃貸物件等を活用して設置する事業を除く。)を実施し、補助金を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、私立保育所等整備事業事前承認申請書(第1号様式)に次に掲げる書類を添えて市長に提出し、承認を受けなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 施設整備図面
- (3) その他市長が必要と認めるもの

- 2 市長は、前項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、その可否を決定し、私立保育所等整備事業承認通知書(第2号様式)又は、私立保育所等整備事業不承認通知書(第3号様式)により通知する。

(申請の期日)

第6条 規則第3条に規定する申請の期日は、補助事業を行う年度の2月末日とする。

(申請の取下げのできる期間)

第7条 規則第5条第1項の規定による、申請の取下げのできる期間は、交付決定通知を受けた日から10日以内とする。

(実績報告)

第8条 規則第9条の規定による実績報告は、補助事業実績報告書に次の書類を添えて、事業完了の日から起算して30日を経過した日までに行わなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 事業費収支精算書
- (3) 事業経費の領収書
- (4) 事業完了後において、登記簿謄本（建物及び土地。ただし、賃貸物件等を活用して設置する事業については、契約書の写し）
- (5) その他市長が必要と認めるもの

2 補助事業実績報告書の提出にあたり、補助事業（別表第1第1号に規定する事業のうち賃貸物件により設置する事業及び第3号に規定する事業のうち賃貸物件等を活用して設置する事業を除く。）に係る経費のうち本要綱に基づき交付する補助金をもって充てる以外に支払いが困難である場合については、前項第3号に規定する書類の提出を省略できるものとする。ただし、省略する場合にあっても、当該経費の支払い後にその写しを速やかに市長に提出しなければならない。

（補助金の交付方法）

第9条 補助金は、規則第10条の規定による交付すべき補助金を確定した後、補助事業者の請求に基づいて交付するものとする。

（検査等）

第10条 市長は、申請者に対し、補助事業に関して必要な指示をし、報告を求め、又は検査をすることができる。

（関係書類の整備）

第11条 申請者は、補助事業に係る関係書類を事業完了後5年間は保存しておくなければならない。

（雑則）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

別表第1（第3条関係）

補助対象事業

	事業種別	整備区分
1	保育所	新築、改築、増築、修繕及びこれに伴う施設整備事業並びに賃貸物件により設置する事業
2	法第39条の2第1項に規定する幼保連携型認定こども園及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第3条第1項又は第3項に規定する認定こども園	新築、改築、増築、修繕及びこれに伴う施設整備事業
3	法第6条の3第10項第1号に規定する小規模保育事業	施設整備又は賃貸物件等を活用して設置する事業

別表第2（第4条関係）

対象事業費に対する国、県、市の負担割合

		市
1	国又は県が2分の1の額を交付する場合	4分の1
2	国又は県が3分の2の額を交付する場合	12分の1

附 則

- 1 この要綱は、平成9年4月1日から施行する。
- 2 第4条の規定は、平成9年度の補助事業については、適用しない。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年1月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年6月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年8月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、改正前の春日井市私立保育所等整備事業補助金交付要綱の規定に基づいて調製されている用紙類は、改正後の春日井市私立保育所等整備事業補助金交付要綱の規定にかかわらず、当分の間、そのまま又は所要の訂正をして使用することがある。

第1号様式（第5条関係）

年 月 日

（宛先）春日井市長

申請者 住所

氏名

（法人の場合は、名称及び代表者氏名）

年度春日井市私立保育所等整備事業事前承認申請書

このことについて、施設整備に当たり補助金を受けたいので、春日井市私立保育所等整備事業補助金交付要綱第5条の規定に基づき、次のとおり申請します。

1 事業目的

2 事業内容

3 添付書類

(1) 事業計画書

(2) 施設整備図面

(3) その他市長が必要と認めるもの

※ 事業計画書には、施設名、所在地、施設の概要、施設の規模、着工・竣工予定日、施設整備に係る収支予算見込み等を記載すること。

第2号様式（第5条関係）

第 号
年 月 日

様

春日井市長 印

年度春日井市私立保育所等整備事業事前承認通知書

年 月 日付けで申請のあった私立保育所等整備事業事前承認申請については、次のとおり承認します。

- 1 事業名
- 2 事業内容
- 3 補助金交付予定額
- 4 承認の条件等

第3号様式（第5条関係）

第 号
年 月 日

様

春日井市長 印

年度春日井市私立保育所等整備事業事前不承認通知書

年 月 日付けで申請のあった私立保育所等整備事業事前承認申請については、次のとおり不承認します。

- 1 事業名
- 2 事業内容
- 3 補助金交付予定額
- 4 不承認の条件等